学校行事・教科外特別活動の教育的価値とその組織的活用

――日本の経験

斉　藤　泰　雄
（国立教育政策研究所名誉所員）

『国際教育協力論集』第 27 巻 第 1 号 , 69-84 頁 , 2024 年 10 月
広島大学教育開発国際協力研究センター

広島大学教育開発国際協力研究センター『国際教育協力論集』第 27 巻 第 1 号（2024）69 ～ 84 頁

学校行事・教科外特別活動の教育的価値とその組織的活用
――日本の経験

斉　藤　泰　雄
（国立教育政策研究所名誉所員）

はじめに

日本の近代学校の特色の一つは、各教科の指導を重視するのは当然のことながら、同時に、いわゆる教科外の教育活動、たとえば、各種の儀式や学校行事（祝祭日儀式・入学式・卒業式・運動会・学芸会・展覧会・遠足・修学旅行等）をかなり早期から学校の活動に組み入れ、それらを定期的かつ頻繁に実施してきたことである。こうした教育活動は、「課外活動」（extra-curricular activities）と位置づけられていたが、たとえば、祝祭日儀式の挙行は、戦前期のわが国の学校関係者にとって最大級のイベントといえるものであった。戦後教育改革において、祝祭日儀式は廃止されたが、それ以外の各種の行事や式典は継続されることとなる。占領期には、学校民主化の一環として、児童・生徒会活動、学級会、クラブ活動などが奨励された。1958（昭和 33）年の学習指導要領の改訂によってこの種の教科外の活動が、「特別教育活動」、「学校行事等」の名称の下に、正式に教育課程の中に組み入れられた。

これにより学校行事・教科外教育活動はさらに深く根を下ろし、日本の学校教育に独特な様相を与えるものとなっている。日本の学校教育におけるこの種の活動の占める比重の大きさは、しばしば、外国人研究者や訪問者の注目を集めてきた（山田、2016、2021）。また、最近では、国際教育協力の一環として、日本式教育に注目してその導入を望む開発途上国に対して、これらの活動に関する日本の経験や情報を発信することにも関心が注がれている（恒吉、2016；Tsuneyoshi、2020；京免、2024）。

筆者の関心は、この日本的とされる教育活動の起源、その歴史的ルーツにある。なぜなら、明治初頭に西洋諸国をモデルに近代的学校制度が開始された時、わが国の学校にこの種の活動はほとんど存在していなかったからである。しかしながら、明治の 20 年代から 30 年代にかけて、初等義務教育制度がほぼ完成の域に近づきつつある頃までには、多彩な教科外の教育活動がわが国の学校にほぼ出そろっていた。そもそも日本の近代教育は、なにゆえに教科外の教育活動にこれほど関心と努力を傾注するようになったのか。その教育的価値と効用は教育関係者にどのように認識されるようになったのか。別の角度から述べるなら、これらの教育活動の学校教育内での位置づけに焦点をあてながら、近代日本における学校観の変化、期待される学校教育像の変遷について改めて考察することが本稿の目的となる。

Ⅰ．最初の学校行事としての明治期の「試験」

近代的学校制度の開始から明治 20 年ぐらいまで、日本の学校には、各教科の指導以外の教育活動、学校行事めいたものはほとんどみられなかった。就学率もまだ低迷し、児童の入学年齢や入学時期も安定してはいなかった。また、後述のように厳格な試験

進級制度により、留年や中退も多く児童の修業年数も一定しなかった。逆に、この時期には、今日の認識からすれば、「学校行事」に分類されることはないが、学校行事の実質を備えていた事象があった。それは明治期における「試験」である。明治前期の試験の実態をみれば、それはまぎれもなく最大級の学校行事と呼びうるものであったといえよう。

近代学校は、「文明開化」と「富国強兵」のために、すべての国民に就学する機会を与え、国民の知的水準を向上させ、欧米諸国の近代的知識・技能をできるかぎり迅速かつ効率よく摂取することをめざすものであった。このために、学ぶべき教育内容を、その難易度や連続性を考慮して、何段階かの等級に区分し、これを順序に従って学習してゆく等級制というシステムが導入された。この等級制に付随して導入されたのが試験進級制度であった。

「学制」では、小学校は下等四年、上等四年の合計八年間。一年は二つの等級に分けられ、最下級の第８級から第１級までの等級が定められた。児童は、半年毎に進級試験を受けて、これに合格すると次の等級に進級する。学力不振で合格できない者は、落第（原級留置）となる。下等第１級の修了の後、あらためて課程全体をカバーする「大試験」（卒業試験）を受けて、これに合格してはじめて上等小学への進学が可能となる。

こうした定期進級試験以外にも、「月次試験」(席次入れ替え試験)、「臨時試験」(学業優秀児の飛び級のための試験)、さらには「比較試験」(地域の学校間での学力コンクール)、「巡回試験」(県知事らが成績優秀生徒を一同に招集して試験し褒賞を授与する) など多彩な試験が頻繁に実施された (斉藤、2003、44 頁)。それは、旧士族と平民、地主と小作人の子弟、男と女という身分階層にかかわりなく、同じ試験で学力を競いあう「能力による競争」の時代が到来したことを実感させるものであった。もっぱら知識の獲得が重視され、それが個々人の立身出世の道につながるという個人的な業績主義が唱えられた時代でもあった。

ところで、こうした試験の実施は、今日われわれが知る筆記試験とは比べものにならないほどの手間ひまのかかるものであった。筆記試験を実施するためには次のような道具立てが必要とされる。すなわち、①安価な国産洋紙(いわゆる「ざら紙」)の普及、②子どもでも使用できる安価で簡易な筆記用具 (鉛筆) の普及、③問題を大量に同一規格で作製するための簡易謄写版 (ガリ版) 印刷機の普及。わが国において、こうした試験インフラが広範に学校現場に普及するのは、大正期から昭和初期の頃であった (佐藤、1988)。そのため、明治期の試験においては、個々の児童と個別的に対面しての口頭諮問・口述試験という形式が主流にならざるをえなかった。試験成績は、落第に直結し、児童や保護者の利害や名誉に関わることも大きいために、試験実施には公正性、厳格性、公開性が求められた。

このために進級試験は、当初は府県当局が直接的に管理し、府県の学務課吏員や師範学校の教員が問題作成の任にあたり、彼らの他にも村長や地区学務委員などが立会人として臨場し、複数の教員が検査や記録にあたることが一般的であった。また、当日は父母の試験参観が許可あるいは奨励された。児童は自分の順番がくるまで会場に控えて待機するという仰々しさであった (山本・今野、1973、258-263 頁)。試験は、時には早朝から深夜までにもおよぶ過酷かつ緊張にみちた一大イベントであった (天野、2007、118 頁)。

こうした試験制度に対しては、疑問や批判の声も少なくなかった。厳格な試験の実施は、結果的に数多くの留年と中途退学者を生み出し、これは「国民皆学」という教

育普遍化の課題にとっては大きなジレンマであった。落第は、児童個人にとって不名誉で学習意欲を阻害させるだけでなく、親にも経済的負担を強いる。試験対策のための暗記や詰め込みの流行による教育の硬直化が問題視された。深夜や明け方にまでおよぶ試験が、教員や児童に過剰な負担を強いて健康を損ねるという批判もあった（斉藤、2003、46 頁）。文部省もしだいに試験の弊害を認識し、地域や学校の競争をあおる比較試験を禁止するなどの通達を行っている。試験進級制度が最終的に廃止され、「児童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム」という自動進級制へと転換されるのは 1900（明治 33）年の第三次小学校令においてであった。やがて大がかりな学校行事的な試験も姿を消すこととなった。

Ⅱ．国家主義的教育の登場と学校儀式の萌芽

知育志向、個人的な業績重視の明治初期の学校像にも変化が生じてくる。1891 年の第二次小学校令下においては、「等級」に替わって「学級」という概念が導入された。学級とは「一人ノ本科正教員ノ一教室ニ於テ同時ニ教授スヘキ一団ノ児童」と定義された。学校内の子ども集団である学級は、成績により児童の出入りがはげしかった等級とは異なる安定性をもつことになった。佐藤秀夫は、この変化を、「複数の学級を学年序列を軸に編成することによって、統合された教育機関としての学校、個別教授の集積に過ぎなかった寺子屋・藩校はもとより、それに近似していた等級制下の学校とも異なる、集団としての教育機能をもつ学校が姿を現わしてきた」と表現している（佐藤、1991、200 頁）。

教育思想面での変化も生じる。西欧化志向の啓蒙主義的教育政策に対する反動の動きが現れてくる。天皇側近の宮廷官僚など政府内部の保守的な勢力を中心に、西欧化による風紀の乱れを指摘し、伝統的な儒教をベースにした道徳規範の復興を求める声が高まる。彼らの働きかけにより、1879 年、天皇の名により「教学聖旨」が下された。そこでは、教育の基本的方針として、仁義・忠孝・愛国心などの儒教倫理を重視すべきことが示されていた。明治政府の内部でも、教育の在りかた、とりわけ徳育をめぐる論争が生じてくる。

1880 年代後半になると政治状況も変化をみせる。明治維新の立役者（西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允・岩倉具視）はすでに亡くなり、政府は維新第二世代ともいえる伊藤博文・山県有朋らが中心となり、安定した国家統治機構の構築を模索していた。一方では、政争に敗れて下野した板垣退助や大隈重信らは反政府的な自由民権運動を展開していた。さらにもう一方では、元田永孚ら天皇側近の宮廷官僚は、天皇の統治力の拡大、天皇親政への志向を強めていた。こうした三つ巴のせめぎ合いの中、政府はほぼ十年後をめどに憲法の制定、民選議員を含む帝国議会の開設を公約していた。政府はこうした新しい統治体制を想定して、それに相応しく日本の教育体制を見直す作業に着手していった。そしてその仕事は、1885（明治 18）年 12 月に発足した内閣制度の下で、首相に就任した伊藤博文によって初代文部大臣に任命された森有礼の手にゆだねられることになる。

森は、幕末に薩摩藩から英国留学に派遣され、帰国後は、福沢諭吉らと「明六社」を結成して啓蒙運動を展開するとともに、外交官のキャリアを積んだ国際派であった。直前まで駐英全権公使を勤め、この間、英国の学術界との接触を深め、当時の代表的知識人ハーバード・スペンサーの『教育論』(Education; Intellectual, Moral, and Physical, 1861）を森が綿密に読み込んでいたことも知られている。それは知育のみ

ならず、徳育、体育の三者の統合的発展を説くものであった。1882 年、憲法制定調査のために欧州に滞在していた伊藤博文とパリのホテルで教育論を交わし意気投合したことが、森の文部大臣起用へとつながった。

森文相にゆだねられた教育政策の課題は、次の二つであったと言えよう。一つは、明治初期から目前の教育上の課題・必要に応じるために応急的、継ぎはぎ的に進められてきた教育の事業をここで一度整理し、これを体系的教育システムへと再編成すること。そしてもう一つは、大日本帝国憲法により明文化される日本式立憲君主制に対応した、天皇に忠実な臣民を育成する公教育体制を確立することであった（斉藤、2017、154 頁）。前者に関しては、森は、就任早々、従来の包括的な教育令を廃止し，学校段階ごとに個別の学校令、すなわち帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令を相次いで公布し、各段階での目的と性格を明確に規定し、この後の日本の教育制度の基本的骨格を確立した。本論と関連するのは、後者の観点から森の提起した独特な国家主義的教育思想である。

森にとって最大の関心事は、あくまでも「国家富強」であった。森の眼には、当時の日本人像は、長い封建時代の忍従的な生活に慣れ、自立の意志・気概に欠ける心もとない存在と映っていた。森はそれを「国民的欠点」とまで呼んでいた。森にとっては、国家富強は、まずもって日本人の国民的心性そのものの改造から始められねばならないものであった。国民に自信をつけさせ、やる気を起こさせる「士気の培養発達」、「気力の鍛練」が必要であると考えた。士気の昂揚と国民的品性の確立に資するもの、国民の精神的支柱となるものを森は探し求めた。そして森はそれを日本の天皇制の伝統に見いだした。「西欧かぶれ」とまで言われた森が天皇制の伝統に着目するのは意外と思われるが、逆に、青年時代から異文化経験を重ね、外交官として厳しい国際競争にさらされる弱小国日本の立場をだれよりも知っていた森であったがゆえにかえって日本独自の伝統を鮮明に意識したとも推測できる。

政府に提出した教育構想案において森は次のように述べている。「顧みる、我国万世一王、上古以来威武の輝く所、未だ曾て一度とも外国の屈辱を受けたることあらず。而して人民護国の精神、忠武恭順の風は亦祖宗以来の漸磨陶養する所、未だ地に堕ちるに至らず。此れ乃ち一国富強の基を成す為に無二の資本、至大の宝源にして、以て人民の品性を進め、教育の準的を達するに於て、他に求むることを仮らざるべき者なり」（森提出の「閣議案」）。森は、世界に類をみない万世一系の天皇制の伝統こそ、その活用次第では、国家富強の基礎を形成するための「無二の資本、至大の宝源」ともなりうるという大胆な発想を提示している。

この天皇＝国家元首と深い紐帯で結ばれた「誇るべき天皇の臣民」という国民意識を、教育によって「培養発達」させ､国民の士気・気力を鍛練し、国家富強の能動的な担い手として動員する、というのが森の考えた国家富強のための教育戦略であった。もちろん、啓蒙主義者の森は知育の重要性を否定するものではないが、気力の鍛練が知育に劣らず重要であると考えたのである。森は、おなじ理由で国民の体力向上、気力鍛練に資するとして学校への兵式体操や規律的集団活動の導入を主唱した。ただし、森は、保守派の唱える儒教的道徳の詰め込みには賛同せず、それとは距離をとっていた。森の教育思想が、独特の国家主義的教育と呼ばれたゆえんである。

この間、国家主義的教育の浸透のための方策として森自らが創案し、その後の日本の学校教育に大きな足跡を残すものとなったのが学校への儀式的行事の導入であった。

森の考案した具体策は、次のようなものであった。当時「御真影」（ごしんえい）あるいは「御写真」と呼ばれていた天皇・皇后の公式肖像写真を宮内省から全国の学校に「下賜」してもらう。そして国家祝日にあわせて、学校に児童生徒・教員・父母・地域社会の有力者などを招いて「御真影」の拝礼を中心とした学校儀式を挙行する。

当時、一般民衆にとっては、天皇の姿を目にすることは、天皇の地方巡幸の際に遠方から垣間見る機会でもないかぎり、ほとんど皆無であった。森の発想は、写真という文明開化の利器を利用して天皇の姿を可視化・具象化することで、児童生徒にその存在をより身近に周知させ、君臣接近により国家帰属意識を育成するというものであった。

1886 年 9 月、大礼服着用の明治天皇と洋式礼装の皇后をセットにした御真影が、沖縄県立師範学校に下賜されたのを皮切りに、翌年末までには全国の師範学校・尋常中学校に下賜された。さらに森は儀式に厳粛さと彩りを与え、また児童生徒の情緒的感性にうったえるために儀式用に特別の唱歌を制作し、斉唱させるという工夫を加えた。儀式の際に唱歌を斉唱させるという森の着想は、欧州の教会のミサで賛美歌が斉唱され宗教的情操を高める効果が大きいことを認識した自らの体験に由来するものであろうと指摘されている（佐藤、1994、11 頁）。

1888 年初頭、森文相は、地方長官に対して、今後国家祝日（初代神武天皇の即位日とされる「紀元節」(2 月 11 日）と天皇誕生日である「天長節」(11 月 3 日）に、学校に教員・生徒が集合し、御真影に拝礼し、祝日唱歌の斉唱および校長訓話からなる祝賀儀式を挙行するよう通達を出した。文部省が儀式用に制作した唱歌「紀元節」は、次のような神話的天皇像を讃えるものであった。

一、雲に聳（そび）ゆる　高千穂（たかちほ）の　高根おろしに　草も木も　なびきふしけん　大御世（おおみよ）を　仰ぐ今日こそ　たのしけれ

三、天（あま）つ日嗣（ひつぎ）の　高御座（たかみくら）　千代よろずよに 動きなき　もとい定めし　そのかみを　仰ぐ今日こそ　たのしけれ

天皇制を、「資本・宝源」(capital, resource) と見なし、大胆に発言、行動する森に対して保守派からは、「天皇賛美の皮をかぶった啓蒙主義者、あるいは隠れキリスト教信者とみなされ警戒された」（辻田、2017、40 頁）。そして、帝国憲法が発布されたその日の早朝、「森が伊勢神宮参拝の際に神域を冒涜する不敬行為を行った」と糾弾する右翼壮士に刺殺される悲劇にみまわれた。森文政は、任期半ば 3 年あまりの短期間で終焉をむかえた。

しかし、御真影の下賜は森の死後も継続され、1889 年には、全国の高等小学校にまでその対象が拡大された。文部省は、尋常小学校や幼稚園にもその下賜を要望したが、宮内省からは当時の高額の写真作製費や調製の技術的限界から、全国で数万を数えるこれらの学校に直ちに御真影を下賜することは困難であるとの回答がよせられた。ただし、各学校が、近隣の学校から御真影を借用し、それを複写して儀式に使用することは「差許す」とされたので、御真影はほぼすべての学校に行き渡ることになった。森の導入した学校儀式はしだいに浸透し、その効用も教育関係者の注目を集めるようになっていった。

Ⅲ. 教育勅語の発布と学校儀式の拡大・制度化

森の死後、教育の基本方針、とりわけ徳育をめぐる論争は、森と対立していた保守派の優位に傾き、近代化派もしだいに妥協をせまられる。大日本帝国憲法の発布の翌年 1890(明治 23) 年、天皇の名による「教育勅語」の発布によって、教育をめぐるイデオロギー論争に決着がつけられる。教育勅語は、保守的な首相山県有朋、かつて森の文相任命に反対していた元田永孚らが主導して作成された儒教的・国家神道的色彩の濃厚な文書であった。天皇自ら「期待される臣民像」と望まれる行動規範を明示して、それに向けて国民を育成することこそ教育の使命であると宣言するものであった。

森の提起した独特な国家主義教育の理念（国家富強に貢献する気力・士気の横溢した国民の育成、そのための天皇制伝統の活用）も、森の構想とは微妙にズレながら展開をとげてゆく。森においては、国民の志気 (morale) に焦点があてられていたが、やがてそれは国民の道徳 (morals) に置き換えられていった。修身科教科書は、勅語に示された徳目の実践を内容とするものに全面的に書き改められ、歴史教科書も皇国史観に彩られたものとなる。

教育勅語を拝受した芳川顕正文相は、勅語の謄本を全国の公私立学校に頒布するとともに、各学校において、奉読式を行い、その趣旨に基づいて児童生徒に訓戒を与えるよう訓令を発した。ここに、各学校では先に下賜された御真影の拝礼に加えて、教育勅語奉読を適宜挙行することを求められた。こうした儀式の拡大を受けて、文部省は、勅語発布の翌年 1891(明治 24) 年 6 月、「小学校祝日大祭日儀式規程」を制定して、年間の儀式の日程、各儀式の形式を統一的に定めて、それらを体系的に組織化することに乗りだした。

同規程によれば、紀元節 (2 月 11 日)・天長節 (11 月 3 日)・元始祭 (1 月 3 日)・神嘗祭 (10 月 17 日)・新嘗祭 (11 月 23 日) の祝祭日の儀式においては、「両陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼」、「両陛下ノ万歳ヲ奉祝」、「教育ニ関スル勅語ヲ奉読」、「勅語ニ基キ聖意ノ在ル所ノ晦告ヲナシ」、「其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱スル」 とその形式・手順を詳しく定めた。御真影拝礼、万歳奉祝、教育勅語奉読、勅語関連の校長訓話、式歌斉唱の五つから構成される式次第である。この他にも、孝明天皇祭 (1 月 30 日)・春季皇霊祭（春分の日）・神武天皇祭 (4 月 3 日)・秋季皇霊祭（秋分の日）の儀式においては、校長訓話と式歌斉唱を行うとされた。一月一日の儀式においては御真影拝礼、万歳奉祝、式歌斉唱を行うものとした。さらに規程では、これらの儀式には市町村長ほか学事に関係のある市町村吏員もなるべく参加すること、生徒の父母親戚その他市町村住民の参観の道を開くこと、当日児童には茶菓または教育的な記念品等を与えてもよいことなどが併せて規定された (佐藤、1963)。

森の時代の儀式が、天長節と紀元節の年二回だけであったのに対して、ここでは一連の儀式次第をフルセットにして実施すべき日と、やや簡易化された形で開催するものを区分しているとはいえ、年間の開催日数自体は 10 回へと大幅に拡大されていた。学校儀式の持つ教育的機能・効用に対する文部省関係者の認識と期待がわずか数年の間に格段に増大し、その実施にいかに前のめりになっていたかを物語るものである。また、「君が代」を含めて儀式用の唱歌八曲が文部省から告示された。

しかしながら、実際に、これを実施してみると問題が生じてきた。学校儀式が導入されるまでは、国家祝祭日はたんなる休日であり学校も休業であった。儀式のための休日登校の急増は生徒や父母にとって負担

感の増すものであり、実際に、天長節・紀元節以外の日では児童の出席率も低調という状況が各地から報告された。ほぼ月に一回とあまりにも頻繁であり、かえって児童生徒の集中力や緊張感を減退させるという批判の声も強かった。こうした状況から、文部省は方針の見直しを迫られ、二年後の 1893 年、あらためて訓令を発して、学校儀式の開催を原則として天長節・紀元節・一月一日の三大節に限定することとし、それ以外の祝祭日の儀式は各学校の任意とすると改めた（佐藤、2002, 111 頁）。こうした経緯をへて、学校儀式は集中的に内容を充実して挙行されることになってゆく。1900 年制定の第三次小学校令施行規則において、冒頭に「君が代」斉唱を追加して、儀式の式次第が完成した形で明記された。こうして、「子どもはその独特の雰囲気の下で、知らず知らずのうちに、忠君愛国の精神を身につけるように導かれていった」（小山、2002、89 頁）。

また、儀式規程で注目されることは、「祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ従ヒ学校長及教員、生徒ヲ率ヰテ体操場ニ臨ミ、若クハ野外ニ出テ遊戯体操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ」（第四条）という規定を設けていることである。「遊戯や体操等生徒の心情をして快活ならしめる」学校行事を、祝祭日儀式と組み合わせて開催することを奨励していたのである。

こうした行事の事例として次のような記録も残されている。「南埼玉郡潮止尋常小学校にては去月 3 日例により天長節祝賀式を本校講堂にて挙行し、其を了て後、余興として運動会を催したり。生徒総勢二百余名各分隊に整列し、職員が之を指揮監督を為し、赤白二流の小旗を立て午前十時三十分整然校門を出て鋭気凛々部内を巡回す」（明治 27 年埼玉県、山本・今野、1973, 94 頁）。ここでは天長節儀式の余興との位置づけながら運動会が開催されている。ちなみに、初期の運動会は、遠足運動とも呼ばれ、校外で実施され、会場まで行軍し、県・郡単位の学校間対抗で、遊戯競争、旗奪、綱引などを行うものが多かった。いっぽう、「2 月 11 日午前十時紀元節ノ祝賀式ヲ挙行ス・・・閉会シ夫ヨリ来賓ヲ生徒成績品展示場ヘ案内シテ縦覧セシメ職員ヨリ一々説明ヲ与ヘテ教育ノ必要ト保護者ノ注意トヲ喚起シタリ、縦覧ノ後来賓及生徒ニ茶菓ヲ饗シ退散ス」（明治 30 年千葉県、同上、342 頁）というように、紀元節儀式にあわせて、後の学芸会の原型となるような展覧会、朗読会、幻燈会、練習会等を開催した事例も報告されている。

儀式の厳粛性を確立するいっぽうで、当日は参加者に茶菓（饅頭やミカン）や記念品を配り、運動会や学芸会の萌芽となるような生徒を快活ならしめる活動も行って生徒の参加意欲を高めた。同時に、参観を期待される父母や地域住民にもアピールするお祭り的要素を加味する工夫がなされていたといえよう。こうして儀式に付随して奨励された各種の活動は、この後、それぞれの独自の教育的価値が認識されるとともに、その規模や開催形式に工夫がなされ、しだいに儀式そのものとは別個のかたちで発展をみせる。

今日と同様に、各学校が自校の運動場において開催し、兵式体操のみならずゲームや遊戯も採り入れた多彩な競技種目が演じられ、父母親族や地域住民も一体となって盛り上がるという運動会が出現するのは明治 30 年代後半のことである。さらに、明治初期に師範学校や中等学校で開始されたといわれる「遠足」や「修学旅行」のような独自の行事も初等学校に取り入れられてくる。また明治中期以降、祝祭日儀式と同様に、御真影拝礼・教育勅語奉読・君が代斉唱のすべてか、あるいはそのいずれかを付帯させた形で、入学式・始業式・終業式・卒業式・開校記念式典などを挙行する学校も多くな

る（山本・今野、1973、407頁）。また、日清・日露の両大戦時には、兵士歓送迎・戦勝祈願・戦勝祝賀・慰問などの行事も学校に持ち込まれた。

たしかに、規律ある集団的な行動を実行し、帰属意識や一体感を育む集団訓練の機能をもち、ともに非日常的な時間・空間のなかで演出されるという意味では、学校儀式とこれらの学校行事との間には、ある種の共通する性格がみられたといえよう。しだいに多彩な学校行事が日本の学校に定着していくことになる。こうした儀式や学校行事を通して、学校は父母や地域住民を頻繁に学校に招き入れ、教育への理解や支援を促進するとともに、学校は地域の文化センターとしての役割を果たしてゆくことになる。儀式や行事への参加を通して、日本的な親や地域社会の学校参加の原初的形態が形成されたとも言えようか。

二十世紀初頭、初等義務教育制度がほぼ完成の域に達し、個々の学校規模も拡大するとともに、儀式や式典、運動会、学芸会などの行事開催のための物的条件となる運動場の整備、体操場・講堂の拡充、備品購入など学校インフラの整備も進む。儀式関連の学校備品として注目されるのは、オルガン（風琴）の登場と普及である。儀式唱歌の伴奏の為に、各学校は輸入品で高価であったオルガンを地域の有力者の寄付などにより購入し、儀式に荘重さを演出したのである。

この他に儀式関連で注目されるのは、各学校に交付された御真影と教育勅語謄本という天皇の分身ともされる神聖な品を安全に保管するための施設であった。文部省もこれらを「校内一定ノ場所ヲ選ヒ最モ尊重ニ奉置スル」訓令を発していた。校舎内の一画、最も森厳とされる場所に保管所が設けられた。火災や盗難からそれらを守ることが、学校関係者にとって最大の危機管理となった。警保のために男子教員が学校に宿泊する「宿直」がはじめられた。火災等からそれら救出するために殉職した教員や棄損の責任をとって自殺した校長など「悲惨な美談」（佐藤、1962、50頁）も残されている。すこし後になると、木造校舎の外に漆喰造りや石造りの耐火性を備えた独立の奉安庫を設ける学校も出現する。

Ⅳ．戦前期における学校儀式の展開

明治期末までには、学校儀式は定型化され、また今日知られているような各種の学校行事もほぼ出そろっていた。明治天皇が崩御し年号が替わると、大正天皇・皇后の御真影が下賜される。いっぽう明治天皇による教育勅語は、不磨の聖典としてさらに権威と重みを付与され、教育の指導原理とされ続けた。勅語奉読を中核にした学校儀式は、ますます厳粛に挙行され、宗教的雰囲気さえ帯びるようになっていった。

歴史学者高橋敏は、その様子を次のように描写する。「三大節の学校儀式は、宗教的荘厳さを漂わせた、いわば天皇教の儀式であった。西洋の軍服姿の御真影の拝礼、グレゴリオ聖歌ばりの抑揚の効いた教育勅語の奉読、（校長の）黒の礼服に白の手袋。しかし、何といっても圧巻は、村人がかつて耳にしたことのなかったオルガンによる荘厳な響きともに奏せられた「君が代」であったろう。それは異風の音色であり、それだけに厳粛な雰囲気を醸し出し、不思議な魔力を発揮した」(高橋、1999、138頁)。彼は「学校儀式はいわば天皇教の儀式」とまで表現している。

いっぽう、1910～20年代の「大正新教育運動」の時期に入ると、児童中心主義や活動主義の流行にともない、学校行事では、とりわけ学芸会的行事（展覧会・音楽会・学校劇・映写会など）が盛んになる。そこでは、児童生徒のかなり自由な表現活動も許された。しかしながら、まもなく、学芸

会が日常の教育の延長という枠をこえて華美を競う風潮があるという批判もあらわれる。1924（大正 13）年に岡田良平文相は学校劇の公演を禁止する通達を出した。やがて大正自由教育運動もしだいに退潮にむかう。

1927（昭和 2）年に、明治天皇の治績を称えるために同天皇の誕生日が新たに国家祝日「明治節」（11 月 3 日）に指定されて四大節となる。これにあわせて唱歌「明治節」も制定される。学校儀式も、昭和天皇の天長節（4 月 29 日）をあわせて年四回挙行されることとなる。

1930 年代の入ると、日本の教育政策は、極端な国家主義・軍国主義的色彩を強めるものとなる。1937 年、国民精神作興のための国民精神総動員運動がはじまる。同年、文部省は、皇国の道を説く国民教化のため著作『国体の本義』や『臣民の道』を刊行して、全国の小学校から大学にまでくまなく配布する。御真影や教育勅語謄本の神聖化が一層強められ、文部省は、神社まがいの神明造りの「奉安殿」の設置を奨励するようになる。奉安殿は、三代の天皇の御真影と勅語謄本を御神体にして学校内に設立されたミニ神殿ともいうべきものであった。子どもたちは登下校の際に奉安殿に対して最敬礼するよう指導された。

戦時体制下の 1941（昭和 16）年の国民学校令は、小学校を「国民学校」へと改称するとともに、初等教育の段階から国家主義教育を一層強化することを明確にした。国民学校令は、「儀式、学校行事等ヲ重ンシ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙クルニカムヘシ」（施行規則第 1 条⑹）と、わが国の主要教育法令としてはじめて儀式行事に言及し、教科と一体となって教育の効果を発揮すべきと規定した。そのために「各教科及科目ノ毎週授業時間外ニ於テ毎週凡ソ三時ヲ限リ行事、団体訓練等ニ充ツルコトヲ得」（同第 31 条）と行事・団体訓練のための時間枠まで用意していた。しかし、まもなく、戦局の悪化とともに、空襲や学童疎開あるいは教員の出征によって学校教育の実施そのものが困難になっていった。

Ⅴ．戦後教育改革と教科外の教育活動の存廃

1945 年 8 月の敗戦、連合国軍による占領統治、それに続く戦後の教育改革において学校の在りかた、そして儀式や行事も見直されることになる。連合国軍総司令部（GHQ）は、1945 年末に教育に関する四大指令を発し、占領教育政策の方針を日本政府に示した。⑴ 教育から軍国主義と極端な国家主義的思想の排除、⑵ 職業軍人・軍国主義者・極端な国家主義者の教育界からの追放、⑶ 政府による国家神道の保護等の禁止、国公立学校における神道の教育・行事の禁止、⑷ 修身・日本歴史・地理の三科目の授業の停止、である。

日本の教育改革の全体構想を検討するために、1946 年 3 月に来日した「米国教育使節団」は、日本側の教育家の委員会と協力して日本教育の分析と調査を行い、一連の勧告を含む報告書を提出した。民主化・機会均等を柱とする戦後の教育制度改革は、基本的にこの使節団の勧告を基礎として行われた。報告書では、日本の学校儀式についても言及し、次のように述べている。「儀式の際の勅語の奉読や御真影の奉拝は、生徒の思想と感情を統制する強力な手段であった。それらは軍国主義的国家主義の目的に奉仕するものであった。それは廃止すべきである。そうした手段と結びついた儀式は、われわれは、人格の発展には不適当であり、民主的日本における公的な教育とは両立しえないものと考える」（同訳、61-62 頁）。

天皇皇后の「御真影」について、宮内省は、1945 年 11 月、回収の方針を内閣に通

知し、文部省は同年12月に地方長官に対して各学校へ下賜されている御真影の「奉還」を通知した。だが、その理由は「御軍装に桐花大授賞御佩用の御肖像」では「平和日本の建設期に当たっては不適当」と判断し、「今回新しき天皇御服の制定を機として新しい御真影を調製する」ので従来のものを返納させるというものであった。宮内省は、新服装による天皇・皇后の「御写真」があらためて各学校に下賜されるとしていたが、これが実際に実施されることはなかった(佐藤、2002、8頁)。

いっぽう、文部省は、教育使節団報告書をうけて、1946年10月、「勅語及び証書等の取扱について」を発し、学校現場における教育勅語の取扱いを次のように指示した。(1) 勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去って、これと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと。(2) 式日等に於て従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにすること。(3) 勅語及証書等の謄本等は今後も引続き学校に於て保管すべきものであるが、その保管及奉読に当たっては之を神格化するような取扱をしないこと（佐藤、2002, 221頁)。

天皇の詔勅という性格の教育勅語に関しては、その法的処理の手続きが問題とされたが、1948年6月、国会で、「教育勅語等排除に関する決議」(衆議院)、「失効確認の決議」(参議院)を行うことでその無効化を宣言した。まだ各学校に保管されたままであった勅語謄本もすみやかに奉還された。こうして、御真影および教育勅語謄本という儀式のシンボルを喪失することで、祝祭日儀式は、わが国の学校から姿を消すことになる。無用となった奉安殿は、GHQの指示により学校から撤去された。

1947年6月、文部省は学校教育局長通牒「学校における宮城遥拝等について」を発する。そこでは御真影拝礼に替わり一部で実施されつつあった皇居遥拝という形式も停止する措置を講じている。同通牒では、また次のような指示がなされていることが注目される。「従来祝日において儀式を行うに際して、形式的画一的に行われていた向もあるが、今後はこれを改め、これを行う場合は、学校の事情に即して例えば学芸会、運動会、展覧会又は講話、公演等を行い、適切に祝日の趣旨を徹底させ参加者がひとしく喜びを共にするよう実施されたい」(佐藤、2002、223頁)。今後は儀式が無くなったとしても、行事の方はそれとかかわりなく継続すべきと考えていたことがわかる。翌1948年には「国民の祝日に関する法律」が制定され、旧国家祝祭日に替わるほぼ現行の国民の休日とその新名称が定められた。

ちなみに、戦時色を強めていた戦前の運動会については、占領当局からもクレームがつき、運動会での「団体秩序、行進、徒手体操、号令法などの細部にわたる軍隊式方法の改善が求められた」(佐藤、2002、253頁)という。しかし、軍事色を払拭し、企画運営や競技種目の構成に児童生徒の声を採り入れるような新しい方式で再出発することは当局も許容するところとなり、運動会の伝統そのものは継承された。学芸会等の行事も、むしろ日本の学校の民主化の象徴するものとしてこれらの開催を奨励していた。実際には、多くの学校施設・設備が戦火で被災し、また戦後の混乱を引きずる状況のなかで、学校行事の開催は一時低迷を余儀なくされたが、六・三・三制の新しい学校制度の定着とともに、学校行事も復活の道を歩むことになる。また、入学式・終業式・卒業式等に関しては、御真影や勅語奉読等と切り離して挙行される限り特に問題とはされなかった。

戦後になって登場してきた新しい活動領域もある。米国が推奨する新教育の思潮の流行のなかで、児童生徒に民主的手法や意

思決定手続きを経験させる方法として、学校において自治的活動の場を与えることが推奨されたのである。児童会・生徒会活動、生徒集会、学級会・ホームルーム、クラブ活動の導入である。戦前期、教師に指名された「級長」が教師の代行者として学級管理の補助を行なうという制度や慣行は姿を消した。当時は、これらの活動を総称する名称はなかったが、しだいに「特別教育活動」の呼び名が定着するようになる。

宮坂哲文によれば、「新学制発足後は、ともかくも学校当局の指導性のもとに特別教育活動の組織が発足することとなった。民主主義的手続きをふくんだ児童会・生徒会の組織、ならびに自由研究からはじまるクラブ活動の組織がそれである。学校当局の指導性というより占領軍教育当局の指導性といった方が、当時の実態からみればより適切かもしれないが、このようにして特別教育活動が学校当局にとっても、また子どもたちにとっても、上からあたえられた組織となって登場した」(宮坂、1959、66 頁)。宮坂らは、こうした活動が、「民主主義的諸形式のいわば『まねごと』にしかすぎない」として自治的活動としての限界を批判し、その実質化をめざして戦後の特別教育活動運動を主導してゆくことになる。

ちなみに、宮坂によれば、「現在一般化している特別教育活動という名称にしても戦後、文部省によって便宜的に使用されて一般化したものにすぎない。しかしこのことばが使われ出してからすでに十年を経過し、日本の教育現場にはこの名称による教育実践がある程度定着しているむきもあるので、本書でもこの名称に従うことにする」と述べている(同、25 頁)。

Ⅵ．教科外教育活動の教育課程への編入統合

1951(昭和 26) 年の「学習指導要領」において、特別教育活動の制度的位置づけに関して文部省からより明確な方針が示されることになる。ここでは、教科以外の教育活動の教育的価値、および教科の学習と特別教育活動の関係が次のように表記されている。

> 「特別な教科の学習と関係なく、現に学校が実施しており、また実施すべきであると思われる教育活動としては、児童全体の集会、児童の種々な委員会・遠足・学芸会・展覧会・音楽会・自由な読書・いろいろなクラブ活動等がある。これらは教育的に価値があり、こどもの社会的、情緒的、知的、身体的発達に寄与するものであるから、教育課程のうちに正当な位置をもつべきである。実際，教科の学習だけではじゅうぶん達せられない教育目標が，これらの活動によって満足に到達されるのである」。

1958(昭和 33) の小学校学習指導要領の改訂において、この方針はさらに具体的な形で展開される。58 年改訂では、「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭および体育の各教科ならびに道徳、特別教育活動および学校行事等によって編成する」と明記された。この改訂で新たに登場した道徳は、占領期に停止されていた修身の復活ともみなされたが、ここでは特設の「道徳の時間」であり、教科ではないという扱いであった。このため、教育課程は、教科・道徳・特別教育活動・学校行事等の四つの領域によって構成されることが明確に宣言されたのである。

特別教育活動に関しては、その目標として、①児童の自発的、自治的な活動を通して、自主的な生活態度を養い、社会性の育成を図る。②所属する集団の運営に積極的に参加し、その向上発展に尽すことができるよ

うにする。③実践活動を通して、個性の伸長を図り、心身ともに健康な生活ができるようにする、の三点を掲げており、その内容は、児童会活動、学級会活動、クラブ活動などを行うと定めており、学級会活動とクラブ活動にそれぞれ「毎週1単位時間を充てることが望ましい」としている。

いっぽう、学校行事等に関しては、「学校が計画し実施する教育活動とし、児童の心身の健全な発達を図り、あわせて学校生活の充実と発展に資する」とその目標を掲げ、その内容は、「儀式、学芸的行事、保健体育的行事、遠足、学校給食その他上記の目標を達成する教育活動」を適宜行うと定めている。

1960年に文部省が作成した『小学校学校行事等指導書』は、特別教育活動と学校行事等の区分を次のように解説している。「特別教育活動は、学校指導のもとに、児童が自発的に計画し、実践する活動であるのに対して、学校行事等は、教育の目標を達成するために、学校が計画し実施する教育活動である。両者の性格には、このような基本的な違いがあるのであって、改訂学習指導要領には、二つの領域がはっきり分けて示されている」(文部省、1960、4頁)。

また同指導書では、学校行事等の教育的価値を次のような言葉で解説している。①学校行事等は、学校教育における総合的活動である。各教科・道徳および特別教育活動における学習なり経験なりを総合した活動が学校行事等においてなされる。②実践的な教育の場であり、「なすことによって学ぶ」教育である。③学級より大きな社会的な場で行われる教育である。④多くの人たちの分業と協力によって盛り上がる教育的な仕事である。⑤児童たちの学校生活に変化を与え、規律、秩序をたもたせるとともに、学校の生活を楽しくし、豊かにする。⑥学校を地域の生活と結ぶ何よりの機会である(文部省、1960、7-8頁)。

こうして学校行事の教育的価値を高く評価するいっぽうで、文部省は、ほぼ同時に発表した指導資料、『小学校学校行事等実施上の諸問題の研究』において、すでに1960年初頭の段階で、学校行事の増加傾向、そのための時間枠の配当の問題について次のような懸念を表明し、学校行事の「精選」を主張していることも注目される。

> 「学校外の社会的行事が増加するにつれ、学校行事等として取り入れられるものが増加する傾向もある。その結果学校生活に落ち着きが失われるおそれもあり、教育計画の全体としての調和が乱されることにもなりがちである。・・・教育的見地に立って精選を行い、教育的効果をよりよく実現するように努めることが必要である」
> 「入学式・始業式・終業式・卒業式・運動会・学芸会・音楽会・展覧会・遠足などにそれぞれ1～2日を充て、これに準備・練習の日数を加えて3週間に及ぶというところもある。さらに、一日のうちの数時間を費やす諸行事のために年間約100時間(3週間)を充て、合計6週間分を学校行事等の時間としていた学校が少なくなかった。これでは各教科・道徳の最低授業時数および特別教育活動の時数を確保することは困難である。学校行事等の授業時数を最大限3～4週にとどめることが必要である」(18頁)。

さらに10年後の1968(昭和43)年の小学校学習指導要領の改訂では、次のようにかなり大きな変更が行われた。すなわち、小学校の教育課程は、「各教科、道徳並びに特別活動によって構成される」とされ、従来の「特別教育活動」と「学校行事等」の二領域が統合され、一つの領域「特別活動」という名称（略して「特活」と呼ばれるこ

となる）に変更された。そして特別活動は、その内容として、「児童活動、学校行事、および学級指導から成る」とされた。すこし細かく見ると、「児童活動」においては、「児童会活動、学級会活動およびクラブ活動を行なうものとする」とされており、従来の特別教育活動が、そのまま「児童活動」とされたことがわかる。学校行事では、「学校行事等」から「等」が削除され、内容は「儀式、学芸的行事、保健体育的行事、遠足的行事および安全指導的行事を行なうものとする」とされ、「安全指導的行事」（交通安全、避難訓練等）が追加されている。最後の「学級指導」は、はじめて登場した概念・名称であるが、ここでは、「学校給食、保健指導、安全指導、学校図書館の利用指導その他学級を中心として指導する教育活動を適宜行なう」と定められた。学級を中心として教師が指導する活動が想定されている。

前述したように、文部省自体が、「性格に違いがある」と認めて区分していた二領域を「特別活動」に統合した理由は説明されていない。だが、その結果、特別活動には、児童・生徒の自主性・主体性と重視するもの（児童活動）と学校・教師の企画性・主導性を想定するもの（行事、学級指導）、また別の角度から見るなら、学級を中心とした日常的な活動（児童活動、学級指導）と学校／学年単位の非日常的なイベント的活動（儀式、行事）という多種多様な活動が含まれることになり、特別活動としての全体像の把握、関係者の間での共通理解は、かえって困難になったのではないか、という印象は否めない。

小学校の教育課程の構成領域は、その後の改訂で、教科以外の領域として「総合的学習の時間」や「外国語活動」が追加されたり、逆に道徳の教科化が提唱されたりしているが、特別活動の位置づけや目標に関しては、大きな変化はみられていない。行事の種類に関しては、時代の要請を反映して、「集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」等が追加されている。

また1989（平成１）年の改訂において、「入学式や卒業式においては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」として、それを義務づけた。そのことにより、その後における学校儀式をめぐる「国旗・国歌問題」の火種が落とされることになった。

むすび

日本における学校行事・教科外の特別活動の歴史的ルーツを概観してきた。今日、特別活動と総称されるものは、戦前にその起源をもつ「儀式・行事的活動」の系譜に属するものと、戦後の教育改革の一貫として導入された米国流の「児童活動」という二つの異なるルーツに由来するものである。その意味では後者をも含めて「日本の教育固有のものであり、まさに日本型教育の機軸であると自負しています」（南部、2016、65頁）と称することにはやや違和感がある。ただ、後者の理念と活動が、おそらく占領当局者の思惑と予想とをこえる速度と浸透力をもってわが国の学校に定着・普及してきた背景には、前者において長らく培われてきた帰属意識や一体感を育む集団性訓練を重んじる学校文化・風土がまさに後者を育てる土壌となってきた、という関係性は指摘できるであろう。

日本の“Tokkatsu”が海外から注目を集めているといわれる。しかしながら、戦前の祝祭日儀式がやがて狂信的な様相を帯びるまでになったこと、すでに1960年代から、行事が教育計画の全体の調和を乱しかねないほどになりその「精選」が叫ばれてきたこと、運動会や学芸会での教員や児童の過重負担が懸念されてきたこと、そうしたことが今日の日本の教員の超多忙化の遠因となってきたことなどを考慮するなら、これ

を日本型教育として海外向けに発信する際には、二系統の系譜と関係性を含めた慎重な説明が必要となろう。ともあれ、今日でもかなりの国で試験進級制度が採用されており、知育最優先で個人主義的志向性が強い開発途上国の学校と、特別活動との「相性」は果たしていかがなものであろうか。

また、最近の特別活動論においては、その教育的価意義を、「非認知能力(noncognitive ability) の育成」ということで、正当化する議論が見られるようである。だが、教科の学習＝認知能力の育成、特別活動＝非認知能力の育成という二分法で分類することにどのような積極的意味があるのか筆者にはよく理解できない。認知能力（cognitive ability）いう用語・概念そのものが、教育学辞典でおなじみの「知能」「知的発達」「知的能力」「知育」といった概念とどこに相違があるのかがいま一つ明らかではないうえに、非認知能力＝認知能力ではないそれ以外のさまざまな能力、と言われても困惑するばかりである。論者は、それを使用する場面・脈絡に応じて非認知能力を再定義することを求められ、必ずしも使い勝手のよい分類枠組であるとは思えない。新奇な言説によって関係者にアピールする効果は期待できるかもしれないが、こうして大雑把に一括りにされると、特別活動のもつ多様な教育的価値がかえって埋没してしまわないかといささか心配になる。

【参考・引用文献】

天野郁夫 (2007)『増補　試験の社会史』 平凡社ライブラリー

小山静子 (2002)『子どもたちの近代』 吉川弘文館

京免徹雄ほか (2024)「エジプトにおける非認知能力の育成に向けた特別活動の国際化と質保証」(平成５年度 EDU-port シンポジウム報告書)

斉藤泰雄 (2003)「留年・中途退学問題への取り組み――日本の経験」『国際教育協力論集』第６巻第１号、43-53 頁

斉藤泰雄 (2017)「初代文部大臣森有礼におけるグローバリズムと国家主義」国際基督教大学学報『教育研究』59 号、149-157 頁

佐藤秀夫 (1963)「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」日本教育学会『教育学研究』第 30 巻 3 号、205-214 頁

佐藤秀夫 (1988)『ノートや鉛筆が学校を変えた』平凡社

佐藤秀夫 (1991)「近代日本の学校観　再考」『教育学研究』第 58 巻 3 号、195-203 頁

佐藤秀夫 (編)(1994)『教育─御真影と教育勅語』(続・現代史資料 8・9・10 巻) みすず書房

佐藤秀夫 (1996)「学校のハレ　学校儀式の諸相」『季刊こども学』Vol.11 121-126 頁

佐藤秀夫 (編)(2002)『学校行事を見直す』(「日本の教育課題」5) 東京法令出版

高橋　敏 (1999)『近代史のなかの教育』 岩波書店

辻田真佐憲 (2017)『文部省の研究　「理想の日本人像」を求めた百五十年』文藝春秋

恒吉僚子 (2016)「世界の小学校教育と日本型の教育の可能性」『道徳と特別活動』第 33 巻 5 号、4-7 頁

南部和彦 (2016)「日本の学校行事の特徴と課題」『教育と医学』No.760、65-71 頁

宮坂哲文 (1959)『特別教育活動:その歴史と理論』明治図書

村井実訳 (1979)『アメリカ教育使節団報告書』講談社学術文庫

文部省 (1960)『小学校学校行事等指導書』

文部省 (1961)『小学校学校行事等実施上の諸問題の研究』 光風出版

山田真紀 (2016)「日本の学校行事の意義： 国際比較研究から」『教育と医学』、56-63 頁

山田真紀 (2021)「日本の学校教育を海外に紹介する文献において特別活動はどう描かれてきたか」椙山女学園大学研究論集（社会科学篇）52 号、119-128 頁

山本信良・今野敏彦 (1973)『近代教育の天皇制

イデオロギー：明治期学校行事の考察』新泉社
Educating the Whole Child: TOKKATSU (http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~tsunelab/tokkatsu/)
Ryoko Tsuneyoshi et.al. (eds.) (2020) *Tokkatsu : The Japanese Educational Model of Holistic Education* World Scientific Pub.

※ 歴代の学習指導要領の改訂については、国立教育政策研究所作成の「学習指導要領データベース」（erid/nier.go.jp/guideline/html）の所収資料を参照。

※ 戦前の祝祭日儀式用の文部省唱歌は、数種類が You Tube で紹介されている。

Appreciation of the educational value of non-subject school activities——Japanese experience

Yasuo SAITO
Researcher emeritus, NIER

Appreciating educational value of non-subject school activities and its effective use have been a prominent distinction of Japanese school. However, in the early stage of educational development that modeled on Western countries, there was scarcely such activity in schools. In the latter half of the 1880s, in the process of developing a peculiar nationalistic education, Mori Arinori, the first minister of education, introduced in his own way a solemn school ceremony into schools on the days of national holiday. Mori aimed to develop a royal and patriotic sentiment among students through a series of formalities that include making a profound obeisance to the portrait of emperor and empress and singing a song in praise of the Imperial Household. In 1891, the government issued the official regulation on school ceremony in which formalized the proceedings of the ceremony adding a respectful reading of the Imperial Rescript on Education. At the same time, the ministry of education recommended to hold some delightful event or entertainment following the ceremony. Emerging from those incipient activities, a variety of typical school events such as athletic meeting, excursion, arts festival and exhibition of student's work were gradually developed. Parents and community members were also invited to these school ceremony and activities. In accordance with a wartime situation in the 1930s, school ceremony took on an air of quasi-religious or ultra-nationalistic aspect.

After the World War Ⅱ, the occupation authority ordered that a fanatic school ceremony of this kind should be discontinued. Instead of them, they recommended organizing autonomous activities among students such as student council, classroom meeting and club activities. These activities promptly took root in Japanese soil. Other school events were revived and performed in more democratic style. With the increasing appreciation of the educational value of these extracurricular activities, in 1958, the government decided to include these activities formally in the national curriculum. In addition to traditional events, schools are often demanded to take charge of new kind of events that are emerging from the changing times. In the increasing congested circumstances, Japanese school are warried about a careful selection of school event.

It is said that some developing countries have wanted to introduce Japanese-style "tokkatsu" into their schools. However, these activities are a practice deeply rooted in the Japanese tradition, so it is not sure that these non-subject activities would be compatible with their traditional view of schooling and their school culture.